

環境会計ガイドライン 2005年版（公開草案）
に対する意見への対応案

公開草案 該当ページ	該当箇所	該当箇所	意見内容	対応案
全般			今後、中小規模の企業等が活用しやすい、よりコンパクトで実務的なガイドラインも整備すべき。	本ガイドラインは、各企業等の取組の熟度等に応じて段階的に対応すればよいものであり、原案のとおりとする。
全般			「会計」というからには、環境保全効果（内部経済効果、外部経済効果）についても、コスト同様、貨幣単位で表現すべき。	貨幣単位に換算する手法が、実務的に確立していないため、原案のとおりとする。
全般			本ガイドラインの対象が企業に向けられている印象がある。行政や公共の団体向けにもガイドラインを整備すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.2	1.1 環境会計の定義		本ガイドラインとは別に、家庭でも利用できるような簡単なものも用意すべき。	本ガイドラインでは特定の業種や家庭を対象にしていないため、原案のとおりとする。
p.2	1.1 環境会計の定義		解説やQ & Aの中で環境保全の具体例をもっと手厚く記載すべき。	環境保全コストの具体例について、Q & Aで補足する予定である。
p.2 p.60 ~ 62	1.1 環境会計の定義		10.3以降で環境会計の応用のための各種付表として、環境資産、環境負債、製品外アウトプットなどについて触れられており、ガイドライン冒頭に示された環境会計の定義を超える内容が含まれる可能性が出てきたため、将来的には環境会計の定義の拡張も検討すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.2	1.1 環境会計の定義		環境保全効果の経済価値を評価するための方法について、金額換算を試みる企業が増加している現状を踏まえ、記述を拡大すべき。	ご指摘の動向については認識しており、Q & Aで補足する予定である。
p.4 p.7 p.11	1.2 環境会計の機能と役割		「企業」との表現を「事業主体」等に修正し、企業だけでなく、幅広い事業主体を対象とした記述に修正すべき。（他2件）	【解説1】において「企業等には、民間企業のほか公益法人、地方公共団体等の団体も含まれます。」とあり、原案のとおりとする。
p.4 ~ 5	1.2 環境会計の機能と役割		外部環境会計に取り組むメリットや意義を具体的に示すべき。	外部環境会計に取り組むメリットや意義について、Q & Aで補足する予定である。
p.4 ~ 5	1.2 環境会計の機能と役割		「解説3」において、企業内外の情報利用者と利用目的（意思決定目的）について、図表も用いて整理すべき。	利用者と利用目的はすべて確立したものであるのではないため、原案のとおりとする。
p.6 ~ 8	1.3 環境会計の一般的要件		一連の一般的要件は、最も重視すべき順に並べるべき。	明確な優劣はないため、原案のとおりとする。

公開草案 該当ページ	該当箇所	該当箇所	意見内容	対応案
p.6	1.3 環境 会計の一般 的要件	(2) 信 頼性	信頼性確保の手段の一つとしての 第三者による保証の付与の有効性 についても記載すべき。	本ガイドラインは手法に関するもので あり、運用に関する部分については、 今後の実務・研究の進展に対応して検 討していきたい。
p.7	1.3 環境 会計の一般 的要件	(3) 明 瞭性(理 解容易 性)	「(3)明瞭性(理解容易性)」は、 比較可能性や検討可能性のように 「理解可能性」に修正し、用語の 統一を図るべき。	理解容易性は「わかりやすさ」という 意味であり、原案のとおりとする。
p.7~8 p.23	1.3 環境 会計の一般 的要件	(4) 比 較可能性	比較可能性を追求するのであれ ば、コストの按分基準などの統一 したルールを示すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検 討していきたい。
p.10	1.4 環境 会計の構成 要素		私的コスト、外部費用、社会的コ ストなど各種のコストの概念を踏 まえた環境会計の定義を見直すべ き。	1.4において、本ガイドラインでは、企 業等が環境保全のために負担したコ スト(私的コスト)を取り扱うこととし ており、原案のとおりとする。
p.11	2.2 対象 期間と集計 範囲	(2) 集 計範囲	企業集団の記述と連結環境会計の 取り扱いとの関連性を明記すべ き。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.11~12	2.2 対象 期間と集計 範囲	(2) 集 計範囲	子会社・関連会社の範囲を明記す べき。	【解説15】において、関係会社の範囲 を示しており、原案のとおりとする。
p.13	3.1 環境 保全コスト の範囲	(2) 投 資額及び 費用額	費用額に減価償却費が必ず含まれ るような記述を修正すべき。	今回の改訂において、原則として費用 額に減価償却費は含まれることとし たため、原案のとおりとする。
p.14	3.2.1 事業 活動に応じ た分類	(1) - 1 公害 防止コス ト	ガイドラインは幅広い事業主体を 対象としているので、製造業を想 定したとされる記述は修正すべ き。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.14~21	3.2.1 事業 活動に応じ た分類		製品の小型・軽量化に関する環境 保全効果について解説とQ&Aに おいて記載すべき。	製品の小型・軽量化に関する環境保全 効果について、Q&Aで補足する予定 である。
p.15	3.2.1 事業 活動に応じ た分類	(1) - 3 資源 循環コス ト	廃棄物処理コストは、環境保全コ ストの枠組みとは別にすべき。	廃棄物の処理は環境負荷の抑制につな がるため、原案のとおりとする。 なお、必要に応じて、附属明細表な どを活用して、廃棄物処理コストを区 別して把握することは望ましい。
p.20	3.2.1 事業 活動に応じ た分類	(4) 研 究開発コ スト	研究開発コストの区分を、環境負 荷抑制のための研究を自社内と自 社外とで区分すべき。	必要に応じて、附属明細表などを活用 して把握することもできるため、原案 のとおりとする。
p.20	3.2.1 事業 活動に応じ た分類	(5) 社 会活動コ スト	「解説31 社会活動コストの範 囲」において、社会活動コストと すべきでない事例については、ど の環境保全コスト分類に該当する か明記すべき。	3.1において、環境保全コストに該当す るかどうかの判断は、目的基準によ るとしており、原案のとおりとする。

公開草案 該当ページ	該当箇所	該当箇所	意見内容	対応案
p.22	3.2.2 環境 保全コスト の性格に応 じたその他 の分類		環境保全コストの性格に応じた分類と事業活動に応じた分類の関係をわかりやすく記載すべき。(他1件)	【解説33】において、環境保全コストの正確に応じた分類と事業活動に応じた分類との関係を示しており、原案のとおりとする。 なお、10.3(1)に示した表を用いることも望ましい。
p.28	4.1 環境 保全効果の 分類		土壌汚染対策に関する引当金を計上する指針が必要である。	環境保全コストの計上は財務会計上の基準に準拠したものであり、環境会計のみに適用される指針は示さないこととし、原案のとおりとする。
p.30	4.2 環境 保全効果の 算定方法		環境保全効果は基準年と当該年の環境負荷量の差として算定するとあるが、負荷量との差では必ずしも取組みによる効果は算定できないため、見直すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。 なお、取組による効果のみを正確に抽出することは実務上困難であることから、4.2において、「・・・実施した環境保全活動の効果とみな」すこととしている。
p.30	4.2 環境 保全効果の 算定方法		【解説45】基準期間との事業活動量調整比較による方法にある、「このため、算定結果は企業等の環境負荷の全体的な変動と併せて評価される必要があります。」を分かり易く表現すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.30	4.2 環境 保全効果の 算定方法		当該事業者以外から供給されたエネルギー（電気・熱）の使用削減による環境負荷の算定方法についても解説すべき。(他1件)	ご指摘を踏まえ修正する。 なお、算定方法については、環境パフォーマンス指標ガイドラインによることとしている。
p.30	4.2 環境 保全効果の 算定方法		原単位による環境保全効果の記述が可能であることを明記すべき。(他1件)	4.2において、環境保全効果は、環境負荷の総量により算定することを原則とすることを示しており、原案のとおりとする。 なお、原単位を用いて算定することを妨げるものではない。
p.30	4.2 環境 保全効果の 算定方法		環境負荷の総量の差を「単純に算定します。」という表現は、それ以外には方法がないとの誤解を招く恐れがあるため削除すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.30	4.2 環境 保全効果の 算定方法		環境負荷総量の増減という結果情報にとどまらず、その原因分析も可能となる情報を拡充していくべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.32	5.1.1 実質的 効果	(1) 収 益	「生産工程で発生した廃棄物や・・・」とは、製造業のみを想定したと誤解を招く恐れがあるため修正すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。

公開草案 該当ページ	該当箇所	該当箇所	意見内容	対応案
p.33 ~ 34	5.1.2推定的効果		推定的効果については、各社の恣意的な前提に基づいて計算されており、誤解を招く恐れがあるため、さらに研究が進んでから記載すべき。(他1件)	5.1.2において、推定的効果は、主に内部利用が想定され、実質的效果に比べて推定的要素が多分に含まれており、慎重に取り扱う旨記載しており、原案のとおりとする。
p.34	5.2 環境保全対策に伴う経済効果の算定方法		環境保全対策に伴う経済効果の算定方法について事例も含めて記載を充実させるべき。	5.1において環境保全対策に伴う経済効果の内容について、現状を踏まえ整理したが、今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.36 ~	6 . 連結環境会計の取扱い		6以降、外部公表と内部管理が錯綜しているような構成を見直すべき。	特に不明瞭とは思われないため、原案のとおりとする。
p.36	6.1 連結環境会計の必要性		実質支配力がおよばないサプライチェーンにまで集計範囲を拡大するような記述は修正すべき。	2.2(2)の集計範囲において、サプライチェーンを含めることはしていないため、原案のとおりとする。
p.36	6.2 連結の範囲		連結の範囲について、定量的な判断基準(具体的な算定式)を解説として追加すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.37	6.3 連結環境会計の集計		子会社や関連会社の環境会計情報を集計する際の考え方について記載を充実すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.37	6.3 連結環境会計の集計		集計する際の二重計上の考え方について記載を充実すべき。(他1件)	ご指摘を踏まえ、二重計上の考え方について、Q & Aで補足する予定である。
p.37	6.3 連結環境会計の集計		連結環境会計に関連して、グループ内での二重計上の取り扱いだけでなく、グループを越えた二重計上の取り扱いについても、基本的な考え方を示すべき。	ご指摘を踏まえ、二重計上の考え方について、Q & Aで補足する予定である。
p.42	8 . 内部管理のための活用について		今後、内部管理的にも外部利用の面でもより詳しい環境会計情報活用の手引きを示していくべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.42	8.2 内部管理を主目的とした手法の開発		戦略的コスト、維持的コストについて、内部管理のためのコスト分類の一例として記載すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。
p.42	8.2 内部管理を主目的とした手法の開発		内部管理のために環境会計予算を一例として記載すべき。	今後の実務・研究の進展に対応して検討していきたい。

公開草案 該当ページ	該当箇所	該当箇所	意見内容	対応案
p.47 ~ 62	10 . 環境 会計の開示 様式と内部 管理表		今回の改訂で外部公表のための開示様式に複数の附属明細表が追加されたことは、環境会計情報のより多様な分析を可能とし、情報利用者の利便性を高めるものとして望ましい方向といえる。 また環境保全効果の表現方法においても基準期間及び当期の環境負荷総量を示して、その差額を算出する形式を採用されたことは、環境会計情報を正しく理解する上でより有用な情報を提供するものといえる。これらの方向は、当協会（日本公認会計士協会）の提言とも合致するものであり、強く支持する。	今後も、関係諸機関との連携と深めて、普及に努めたい。
p.47 ~ 51	10 . 環境 会計の開示 様式と内部 管理表		開示様式の充実は望ましい方向性だが、本表と附属明細表、及び附属明細表と附属明細表の間の関係をより分かりやすく説明すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.49	10 . 環境 会計の開示 様式と内部 管理表		附属明細表 の脚注コメントにおいて、推定的効果については、各社の恣意的な前提に基づいて計算されており、誤解を招く恐れがあるため、さらに研究が進んでから記載すべき。	ご指摘を踏まえ修正する。
p.60	10.3 環境 会計の応用 のための各 種付表		「(1)環境保全対策分野別及び環境行動計画体系別の付表の例」の2つ目の表において、環境保全効果に目標値が設けられているのと同様に、環境保全コストにも予算額の欄を追加すべき。	様々な手法があり、本表に予算の追加記載を妨げるものではないため、原案のとおりとする。
p.60	10.3 環境 会計の応用 のための各 種付表		「(2)環境資産に関する付表の例」において、環境保全効果や経済効果も考慮すべき。	本表は、環境資産の状況について整理する表であるため、原案のとおりとする。
p.19 ~ 20	その他の意見		F S C 認証のついた製品を購入する場合のコスト区分は管理活動コストか社会活動コストか。	目的基準により判断すべきものであり、原案のとおりとする。
p.25 ~ 29			「環境保全効果」の説明において、エネルギー量や負荷排出量が効果として定義されているが、単なる負荷量は、環境保全効果とは異なる。	環境パフォーマンス指標を環境保全効果として扱っていないが、今後の検討の参考とする。
p.32			「推定的効果は仮定的な計算に基づいて推計される経済効果」とあるが、「推定」という言葉は、確率的なニュアンスを含む本来の用語と矛盾している。	今後の検討の参考とする。

公開草案 該当ページ	該当箇所	該当箇所	意見内容	対応案
p.59 ~ 62			我が国の環境会計の考え方と諸外国の環境会計との相違点を記載すべき。	10.3において紹介しており、原案のとおりにする。
なし			原材料を海外に求める場合は、炭素の輸入につながるという考え方も反映させるべき。	ガイドラインでは個別の取引ごとの考え方を示すものではないが、今後の検討の参考とする。
なし			排出量取引はすでに現実的なものとなっており、何らかの形で環境会計における取り扱いを示すべき。	排出量取引について、Q & Aで補足する予定である。
なし			環境会計システムにおけるストック（環境資産と環境負債）とのリンケージ作業の段階に入っているのではないか。	今後の検討の参考とする。